

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、高齢化や核家族化の進行、社会情勢の多様化・複雑化等による変化が著しく、これに伴い、日常生活に問題を抱える障がいのある人が増加し、支援ニーズも一段と多様化・複雑化する等、これらニーズに合わせて福祉サービスも多様化しています。

このような状況の中、平成18年4月、「障害者自立支援法」が施行されたことにより、三障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に対するサービスの一元化や、就労支援の抜本的強化、国の財政支援の強化が図られる等、障がいのある人が自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者福祉施策は大きな転換期を迎えました。

その後、平成24年4月に「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が一部改正され、相談支援の充実や障がい児支援の強化等が図られました。また、平成25年4月に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名が改正され、段階的に制度の見直しが行われ、新たに難病患者がサービス対象者に加わりました。そして、平成26年4月に重度訪問介護の対象者の拡大や共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化となる等、新しい状況や様々な課題に対応すべく、国の障がい福祉制度は大きく変化しています。

さらに、今後の障がい施策の関係法の整備として、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されることとなっています。

このような状況を踏まえ、市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障がいのある人に関する施策の総合的かつ効果的な展開の方向を定め、障がいのある人の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や家庭生活を営むことができるよう障がい福祉サービス等の充実を図ることを目的に「守谷市障害者福祉計画（後期計画）」の次期計画として「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」を策定するものです。

【障害者基本法（昭和45年法律第84号）】

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（以下省略）

2 障がい者施策における各分野の動向

(1) 障がいのある人への支援にかかる関係法律の動向

○障害者基本法の改正

平成16年6月、「障害者基本法」が改正され、第4条第1項に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と差別禁止規定が設けられ、その他「権利の擁護」、「障がい者の自立及び社会参加の支援」が明記されるとともに、市町村に「市町村障がい者計画」の策定が義務づけられました。

また、平成23年8月にも改正が行われ、目的規定や障がい者の定義の見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める内容が盛り込まれました。

○障害者自立支援法及び児童福祉法の改正

平成24年4月、「障害者自立支援法」が改正され、地域移行・地域定着支援の個別給付化やサービス等利用計画作成対象者が拡大された一方で、児童デイサービスが規定から削除されました。また、「児童福祉法」が改正され、児童発達支援及び放課後等デイサービス等からなる「障がい児通所支援」の創設により障がいのある児童に対する支援の強化が図られました。そして、これに併せて、障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童を対象にサービス計画の策定を行う障がい児相談支援が規定されました。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制定

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。この法律の施行により、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となり、「障がい者」の範囲が拡大（障がい者の定義に難病等を追加し、障がい福祉サービスの対象とする。）されたほか、平成26年4月からは、障がい福祉サービスの変更（共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等）や地域生活支援事業の追加（障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等）されます。

○発達障害者支援法の制定

平成16年12月、発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進を図るため「発達障害者支援法」が制定され、平成17年4月から施行されました。この法律では、これまで法律や制度の谷間で十分な対応がなされていなかった発達障がい者に対する支援が法的に明確化されました。具体的には、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある人とその家族への支援体制が定められました。

(2) 雇用・就労にかかる関係法律の動向

○障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

平成17年7月、精神に障がいのある人の雇用対策の強化等を柱とした「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成18年4月から施行されました。これにより、法定雇用率〔民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する障がいのある人の雇用割合〕の算定対象に従来の身体及び知的に障がいのある人に加え精神に障がいのある人が追加されました。

また、平成25年4月からは法定雇用率が引き上げられました（民間企業：2.0％，国，地方公共団体等：2.3％）。

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の制定

平成24年6月、障がいのある人が自立した生活を送るため、就労による経済的な基盤の確立を目的に、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう必要な措置を講じることを定めるものとして、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行されました。

この法律の規定に基づき、国では、「障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」を定め、地方公共団体等では、毎年度、「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することとなっています。この法律の制定により、障がい者就労施設等への受注機会の増加により、障がいのある人が就労する施設等の仕事を確保し、経営基盤の強化を図っています。なお、国ではこの法律の施行後、3年以内に検討を加え、この検討結果に基づいて必要な措置を講じ、法律の改正を行うこととしています。

(3) 障がいのある人への人権にかかる法律の動向

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の制定

平成23年6月、障がいのある人に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成24年10月1日から施行されました。これにより、市町村や都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」・「都道府県障がい者権利擁護センター」を設け、家庭や施設、職場等での虐待防止や早期発見により、障がいのある人の人権を守っていくことになりました。

具体的には、市町村及び都道府県は、「市町村障がい者虐待防止センター」・「都道府県障がい者権利擁護センター」を中心として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3で規定する「協議会」を活用すること等により、学校、警察、民生委員・児童委員等の関係機関とネットワークを構築し、虐待の未然防止や虐待が発生した場合の適切な対応に取り組みます。そして、市町村においては、市民等から虐待の通報があった場合に、速やかに障がいのある人の安全確認や虐待の事実確認をすることが規定されています。

○障害者の権利に関する条約の批准に向けた動き

平成18年12月、第61回国際連合総会において、「障害者権利条約」が採択され、平成20年5月に発効しています。日本は、平成19年9月に同条約に署名しました。

この条約は、全ての人に保障されている普遍的な人権を障がいがあるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものとなっています。なお、平成25年11月19日に衆議院で、同年12月4日に参議院でこの条約が承認されたことから、政府において批准に向けた手続きを行っています。

これまで政府は、平成23年8月の「障害者基本法」の改正及び平成25年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行等、国内法の整備に取り組んでいましたが、この権利条約の署名により、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成25年6月19日に可決・成立し、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日の施行となっています。

(4) 子ども・子育て支援にかかる法律の動向

○子ども・子育て支援法の制定

平成24年8月22日、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の措置を講じることを定めるものとして、「子ども・子育て支援法」が公布されました。法律の施行日は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年4月1日までの間において政令で定める日とされています。なお、給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日から、市町村及び都道府県が条例に定めるところにより、また、審議会その他の合議制の機関（子ども・子育て会議）の設置等は、平成25年4月1日から段階的に施行されることとなっています。

この法律の規定に基づき、市町村及び都道府県においては、内閣総理大臣が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、5年を1期とする「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）」を定めることとなっています。

当該計画を作成する際は、この指針にある「子ども・子育て支援の意義に関する事項」において、「障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするもの」と明記されていることから、障がいのある児童等に関する支援について必要な事項を定めることとなっています。

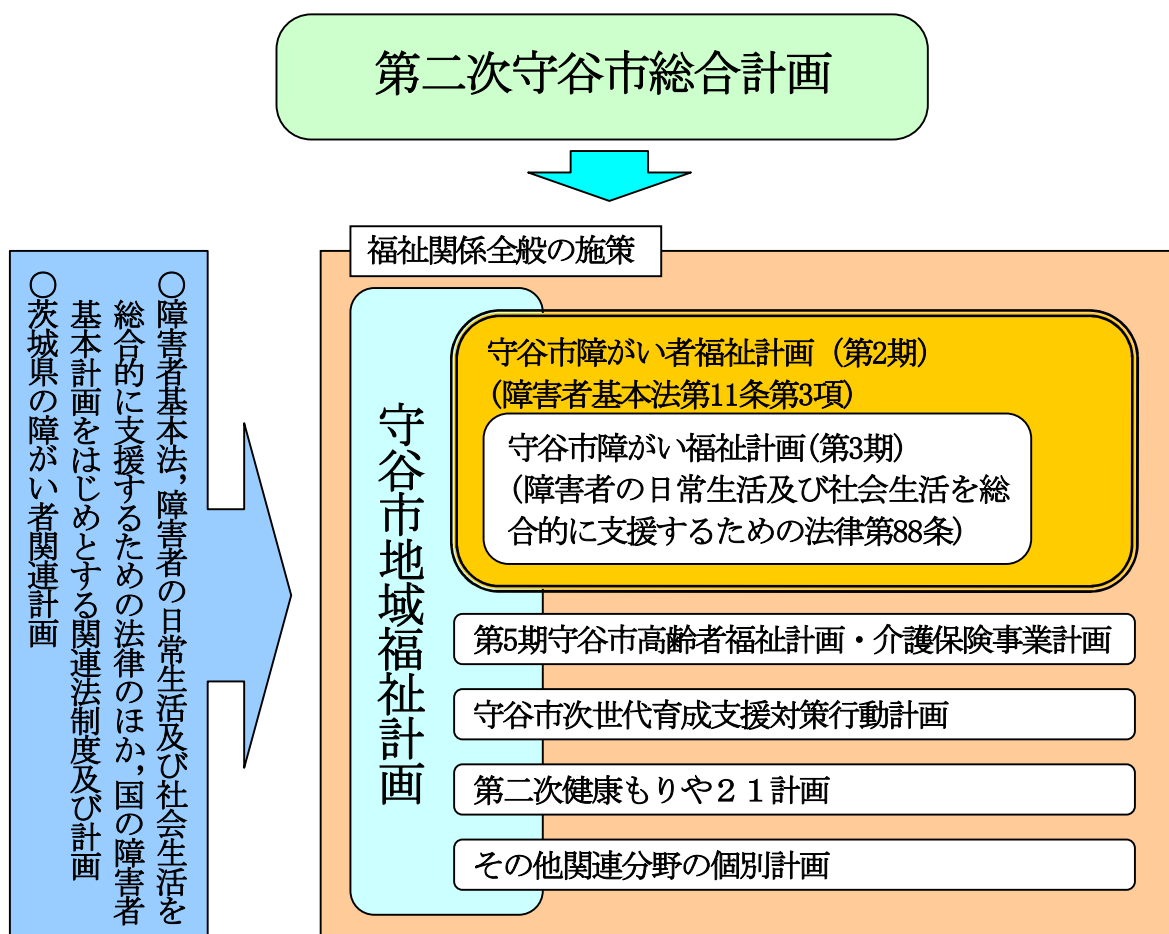
3 計画の位置づけ

(1) 上位計画及び関連計画との関係

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」は、「第二次守谷市総合計画」の部門別計画として位置づけており、整合性をもった計画として策定しています。

そして、同じ部門別の計画である「第5期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「守谷市次世代育成支援対策行動計画」、「第二次健康もりや21計画」等の関連計画と、これらの計画に共通する地域福祉推進に関する理念とその具体化のための施策を規定する「守谷市地域福祉計画」と相互に連携したものとなっています。

【計画の位置づけ】



(2) 「障がい者福祉計画」及び「障がい福祉計画」との関係

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」に相当するもので、保健・医療や教育、社会参加、まちづくり等、障がい者施策の総合的な計画です。

一方、「守谷市障がい福祉計画（第3期）」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく「障がい福祉計画」に相当するもので、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が制定した基本指針に沿って、3年ごとに障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業におけるサービスに必要な利用量の見込みやその確保に関する事項等を中心として策定する計画です。

【「障がい者福祉計画」と「障がい福祉計画」との比較】

区分	法的根拠	計画の性格	策定の内容
障がい者福祉計画	「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	○障がい者施策の基本的な方向性
障がい福祉計画	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく「市町村障害福祉計画」	障がい福祉サービス等の量や確保方策に関する事項を定める	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定するサービスの見込量や達成目標 ○市町村障害者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業

4 計画期間

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」は、平成26年度を初年度とし、平成29年度までの4年間とします。なお、国の動向や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

【計画期間】

年度	平成24年度 2012	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017
守谷市障がい者福祉計画	守谷市障害者福祉計画（後期計画）		守谷市障がい者福祉計画（第2期）			
守谷市障がい福祉計画	守谷市障害福祉計画（第3期）			守谷市障がい福祉計画（第4期）		
守谷市地域福祉計画	守谷市地域福祉計画（平成28年度まで）					

5 障がい者の定義及び計画の対象者

障害者基本法第2条第1項では、「障がい者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定しています。ただし、具体的事業の対象となる「障がい者」の範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の個別の法令により限定される場合があります。

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」の対象者は、「障害者基本法」に規定する「障がい者」とし、特に断わりのない限り、身体・知的・精神の各障がい者のほか、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者を含むものとしています。

また、障がいのある人だけではなく、市民がともに支え合う環境づくりを促進するための施策・事業に関しては、全ての市民を対象者としています。

なお、「障がい者」、「障がい児」の表現については、法律用語や固有名詞として使用されている場合を除き、「障がいのある人」という表記で統一しています。年齢区分を明確にする必要がある場合には、「障がいのある児童」と表記しています。

6 「障害」の「害」表記について

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」は、従来用いられてきた「障害」の「害」という漢字について、その否定的なイメージから「不快感」を抱く人がいることに配慮するとともに、障がいのある人の人権を尊重すること、また、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成につながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。ただし、法令名や法令上の規定、既存の計画名や施設名等の固有名詞については、引き続き「害」の字で表記しています。

7 計画の進行管理

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」で掲げた施策について、「守谷市保健福祉審議会」にて、計画の進行管理を行うとともに、「守谷市地域自立支援協議会」に、計画の進捗状況の報告を行い、計画遂行に係る対応策等について意見を求めます。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正等に伴う障がい者施策の変更、若しくは、当該計画の評価結果により計画内容の改定が必要となった場合には、「守谷市地域自立支援協議会」において改定内容についての意見を求め、「守谷市保健福祉審議会」で協議し、諮問、答申を経て、計画の改定を行います。

8 守谷市での計画推進のための方策

(1) 障がいのある人のニーズの把握と計画への反映

各種の施策や障がい福祉サービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法等について、障がいのある人とその家族、関係団体の意見やニーズを把握し、障がい者施策の実施にあたり、意見等を反映するよう努めます。

(2) 障がいのある人への理解促進

障がいのある人が何に対して困っているかを気づく心を全ての市民が持つこと、また、「障がいの種別」ごとに異なる「障がいの特性」を正しく理解することが、ノーマライゼーション社会の実現のためには必要不可欠です。そのため、まずは心のバリアフリーを促進する観点から、「障がい」に関する講演会等の実施や障がいのある人と交流する機会を提供し、また、障がいのある児童に対しては学校の行事等を通して、積極的な交流を図ります。

就労に関しては、企業・雇用者へ「障がいの特性」について理解を得ることや障がいのある人を雇用する不安や悩みを解決するため、国の障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の活用や障害者職業センター等に所属する職場適応援助者（ジョブコーチ）の受入れを促し、雇用の拡大に結びつけられるよう支援します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨に基づき、虐待によって障がいのある人に対する権利と尊厳を脅かされないよう、市民や関係機関と連携して、障がいのある人への支援体制を整えるよう努めます。

(3) 守谷市地域自立支援協議会との連携

本市では、障がいの有無にかかわらず、市民がともに暮らせる地域をつくるため、医療機関や障がい福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、障がい者又はその家族、その他関係機関が情報を交換し、意思疎通を図るため、平成24年1月に設置した「守谷市地域自立支援協議会」において、障がいのある人を支援するための方法や市内の社会資源の活用方法等の体制整備について協議を行っています。今後は、更なる連携の強化を図り、国の障がい福祉に関する新たな施策の実施や制度の変更による市の対応及び「障がいの種別」ごとに課題となる諸問題を検討し、支援体制の整備を図ります。

(4) 守谷市社会福祉協議会との連携

社会福祉法第109条に規定され、地域福祉の担い手として市民参加の福祉活動において重要な役割を果たす社会福祉協議会と連携し、障がいのある人への権利擁護やボランティアの育成をはじめとする各種事業の充実、市民の参加を得た福祉活動を支援します。

(5) 障がい福祉サービス事業所及び障がい児通所支援事業所との連携

障がいのある人に日中活動の場を提供し、また、住まいの場を確保することで地域に移行・定着できるよう事業所と連携し、障がいのある人への障がい福祉サービスの提供量の把握に努め、障がい福祉サービスの提供体制の構築を図ります。

また、「児童福祉法」の改正に伴い、障がいのある児童への支援が強化されたことにより、事業所の設置・運営について動向を注視し、障がい児通所支援の円滑な実施に努めます。

(6) 地域における各関係機関・団体・企業との連携

障がいのある人も住み慣れた地域で安心して、自立した生活が送れるようにするためには、行政だけではなく、市民や地域における各関係機関・団体、企業の協力が必要であるため、相互の連携を強化しながら計画の推進を図ります。

特に、平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格や個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各関係機関・団体、企業と連携して支援体制の整備に努めます。

(7) 庁内の推進体制

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」は、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくり等、多岐にわたる分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため、当該計画の実施にあたり、定期的に計画の進捗状況の把握に努めるとともに、関連する各課が連携し、計画の推進を図ります。

また、全ての職員が障がいのある人に配慮しつつ、障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

他方、当市だけでは対応できない広域的・専門的課題に対しては、近隣市町村、茨城県と緊密に連携を取り、対応策を協議します。